

東近江市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市営住宅条例の一部を改正する条例

東近江市営住宅条例（平成17年東近江市条例第212号）の一部を次のように改正する。

第11条第5項中「20歳未満の子を扶養している寡婦」を「配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）のない者で18歳未満の子を扶養しているもの」に改める。

別表第3中	同	新大森団地	昭和46年度	同
」を	駐車場	新大森団地	令和3年度	75区画
	集会所	同	同	木造平
家建	に改める。			

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

優先入居要件の一部を見直すとともに、市営新大森団地改築（第三期）工事の完了に伴い共同施設が完成したことから、本市条例の一部を改正したく、本議案を提出するものである。